

報酬等の支給基準

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人弥生福社会の役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬について必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 役員等へ報酬は支給しない。

(改正)

第3条 この基準を改正する場合は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則 この基準は、平成29年 4月 1日から施行する。